


所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	吉 沢 寿 子		
件 名	東大和市高齢者見守りぼっくす事業実施要綱の一部を改正する訓令 について				
		区分		1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関 係 事 項	条例 規則				
	部課 機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>平成27年度東京都高齢者見守り相談窓口設置事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、東大和市高齢者見守りぼっくす事業実施要綱の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>第8条第1項中「相談員及び事務職員」を「相談員2人以上」に、同条第2項中「資格を有する常勤の職員」を「資格を有する者」に改め、同条に次の1項及び附則を加える。</p> <p>3 第1項の相談員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>平成28年4月1日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>東京都の補助要綱と要件が合致し、相談員の配置を推進することで、在宅高齢者の生活実態の情報収集や見守り相談業務の充実が図れる。</p> <p>なお、受託期間満了までの間の予算への影響はなし。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議付議後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。